

# 板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付要綱

(平成 17 年 3 月 30 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など自分で十分に判断することが出来ない人の権利や財産を守ることを目的に、相談や支援を行うため、板橋区（以下「区」という。）が社会福祉法人板橋区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に対し、「権利擁護センター」に要する運営経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする

- (1) 権利擁護、成年後見制度に関する事業
- (2) その他前号に付帯する事業及び、区長が必要かつ適当と認める事業

(補助対象経費及び補助金額)

第 3 条 前条の事業を実施するため交付する補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 職員人件費
- (2) 事務費
- (3) 事業費
- (4) その他区長が特に必要と認める経費

2 補助金額は、前項の補助対象経費を合計した額から収入額を控除して得られた額を上限として、区の予算の範囲内で決定する。

(交付申請)

第 4 条 社会福祉協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付申請書（第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 区長は、補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、社会福祉協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 6 条 補助金は、前条により決定した額を概算払いにより上半期分、下半期分の 2 回に分割して交付する。

(補助金の請求)

第 7 条 社会福祉協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、板橋区権利擁護センター事業運営費補助金請求書（第 3 号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第 8 条 社会福祉協議会は、第 5 条による補助金交付決定通知を受けた後において、第 4 条の申請内容について次の各号の一に於てはまる変更を行う場合は、板橋区権利擁護センター事業変更承認申請書（第 4 号様式）を提出して、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更する場合。ただし、事業実施回数の変更等軽微な変更を除く。
- (2) 支出（補助対象経費）の配分を変更する場合。ただし、支出（補助対象経費）の合計額の 5 パーセント以下の変更を除く。
- (3) 補助対象事業を中止し、または廃止する場合。

(実績報告)

第9条 社会福祉協議会は、当該補助事業年度終了後、板橋区権利擁護センター実績報告書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績報告書により補助対象事業の実績を審査し、補助すべき補助金の額を確定し、社会福祉協議会に対して通知するものとする。

2 前項による補助金の確定額は、第6条により概算払で交付した額を超えることはできない。

3 剰余金が生じた場合は、剰余金と同額の補助金減額を行うものとし、剰余金を経費として処理すること及び翌年度に繰り越すことはこれを認めない。

(補助金の経理)

第11条 社会福祉協議会は、補助事業に係る経理について、社会福祉協議会の会計基準に基づく収支の事実を記録した帳簿を整え、常に補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(義務)

第12条 社会福祉協議会は、区長が職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について調査する場合又は補助事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(関係書類の保管)

第13条 社会福祉協議会は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後、5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 区長は、社会福祉協議会が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容若しくはこれに附した条件その他法令、若しくはこれに基づく処分違反していることが判明したときは、補助金の確定後であっても、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

2 区長は、社会福祉協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて社会福祉協議会にその超える額の返還を命ずるものとする。

(通則)

第15条 板橋区権利擁護センター事業運営費補助金の交付については、この要綱の定めによるほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年3月31日東京都板橋区規則第3号）及びこれに基づく通達（昭和42年4月1日板総総発第67号）に定めるところによる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

東京都板橋区長 （あて）

住 所  
 団 体 名  
 代表者氏名

板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付申請書

年度板橋区権利擁護センター事業運営費補助金の交付を受けたいので板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付要綱第4条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円（①＝④－②）

（収支予算書）

単位：円

科 目 等		金 額	備 考
収 入	① 当補助金収入		
	② 上記①以外の収入		
	③ 計		
支 出 （補助対象経費）			
		④ 計	
収 支（③－④）			

2 添付書類

- (1) 収支予算内訳書（            年度）
- (2) 事業実施計画書（           年度）

事 案 番 号  
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度板橋区権利擁護センター事業運営費補助金  
について、板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補  
助金を交付する。

記

1. 補助金交付決定額 円  
内訳  
上半期分 円  
下半期分 円
2. 補助金交付の条件  
板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付要綱のとおり

第3号様式（第7条関係）

事 案 番 号  
年 月 日

東京都板橋区長 （あて）

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

板橋区権利擁護センター事業運営費補助金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年度板橋  
区権利擁護センター事業運営費補助金について、板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付要綱第  
7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請 求 額 円

ただし、 半期分として

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

東京都板橋区長 （あて）

住 所

団 体 名

代表者氏名

### 板橋区権利擁護センター事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年度板橋区権利擁護センター事業運営費補助金に係る事業について、板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付要綱第8条に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

#### 記

1. 変更事項

2. 変更理由

3. 変更内容

東京都板橋区長 （あて）

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

板橋区権利擁護センター実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた 年度板橋区権利擁護センター事業運営費補助金に係る事業の実績について、板橋区権利擁護センター事業運営費補助金交付要綱第9条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 収支決算

(1) 収支決算書

単位：円

科 目 等		(A)予算額	(B)決算額	増減(B)-(A)	備 考
収 入	①当補助金収入※1				
	②上記①以外の収入				
	③計				
支 出 (補助対象経費)					
	④計				
収 支 (③-④) ※2					

※1 当補助金収入について、

- ・「(A)予算額」は補助金既交付額を記入すること。
- ・「(B)決算額」は④-②により算定し、「(A)予算額」(補助金既交付額) 以内であること。

(2) 補助金返還額

円

(上記収支決算書の「当補助金収入」において、「(A)予算額」(補助金既交付額) - 「(B)決算額」により算定)

2 添付書類

- (1) 収支決算内訳書 ( 年度)
- (2) 事業実績報告書 ( 年度)